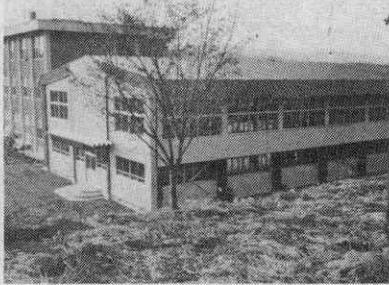




関心が高まる中でその充実が計られている幼児保育

施設の還元融資
(南小体育館)



業
地区簡易水道施設布設事
業
小阿仁西部地区、八幡岱
町道(道城線)整備事業
消防施設(防火水槽)整
備事業
南小学校体育館改築事業
南保育園建設事業
木戸石・八幡岱地区簡易
施設事業をはじめ児童館建
築などに多額の融資をうけ
及が高まっている簡易水道
施設事業について、特に町の普
通の施設事業だけに、この融資は
町では、これまでも「簡
易保険」の積立金から融資
をうけて、多くの公共事業
の整備を行つてまいりました
が、なかでも、学校の屋
内体育館、保育館建築、道
路整備などいすれも多額
のお金がかかる事業だけに、
この力となつております。

家庭の所得によって違いますが、
と保育料を納めなければなら
ないのでですが、保育料の仕組
はなかなか複雑でその家庭の所
得によって違います。
あります。又毎年基準がいくらか
づつ高くなっています。
それでは保育料はどのよ
うな計算で決められるのか
をさぐってみたいと思います。
保育料を考える前に先づ
保育園の運営費はどのよう
になつているかを知る必要
があります。保育園の運営
費は、厚生省の基準で収容
定数により園児一人当たりの
金額が決まっています。そ
れに入園児数を掛けると運
営費になります。運営費と
は保母、調理員の人件費と
物の維持管理費。園児の給
食費、教材費などになって
いますが、実際は国の基準
より大分よけいにかかる
います。五十一年度でみま
すと、国の基準で五千八百
七十万八千円ですが、合川
町では六千九百五十二万二
千円もかかっていて、一千
八十一万四千円もよけい支
出をしていることになります。

運営費には、国と県から
補助金がきます。その補助
金の計算は国基準の運営費
から国基準の保育料を差引
いた残りの額に国が十分の
八、県が十分の一となつて
います。この計算ですと、
合川町では十分の一、(五
十一年度三百六十万二千円)
負担するとよいことなり
ます。ところが、前に話し
たように一千八十一万四千
円よけい支出した額は全く
計算に入つていませんので
この分は一般財源(町民税
と交付税)でまかなわれる
ことになるのです。

保育料は高いのか?

によると、合川町では国基
準の保育料より大分低くな
っていますが、保育料は
毎年国の基準の上の率を勘
定で平均十五%ぐらい上
げています。

このように保育園の運営
には、国、県の補助金の外
に町からかなりのお金が支
出されていますので、この
仕組は国の基準の在り方に
も問題がある訳ですが、皆
んなでよく考えてみる必要
があると思います。

年簡易保険金の融資事業

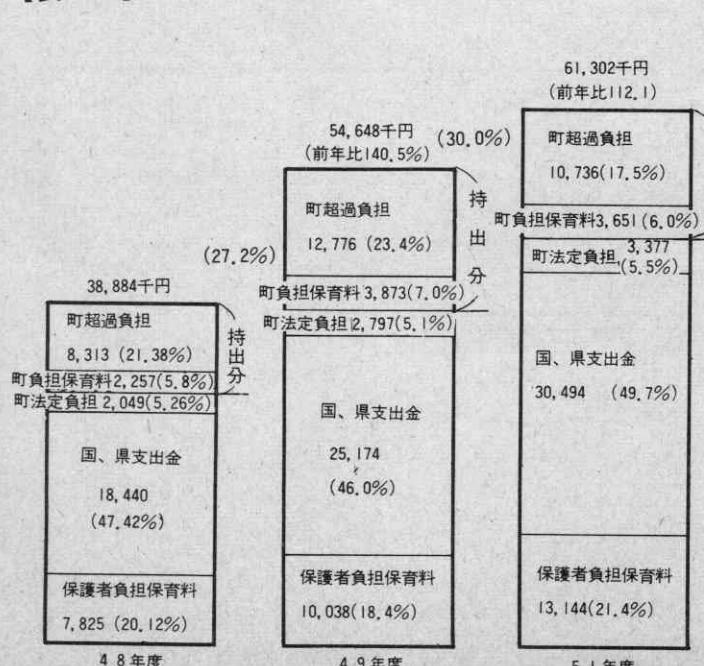
町では、これまでも「簡
易保険」の積立金から融資
をうけて、多くの公共事業
の整備を行つてまいりました
が、なかでも、学校の屋
内体育館、保育館建築、道
路整備などいすれも多額
のお金がかかる事業だけに、
この力となつております。

ちなみに、五十一年度、五
十一年度に融資をうけて進
めた事業は次のとおりとな
っております。

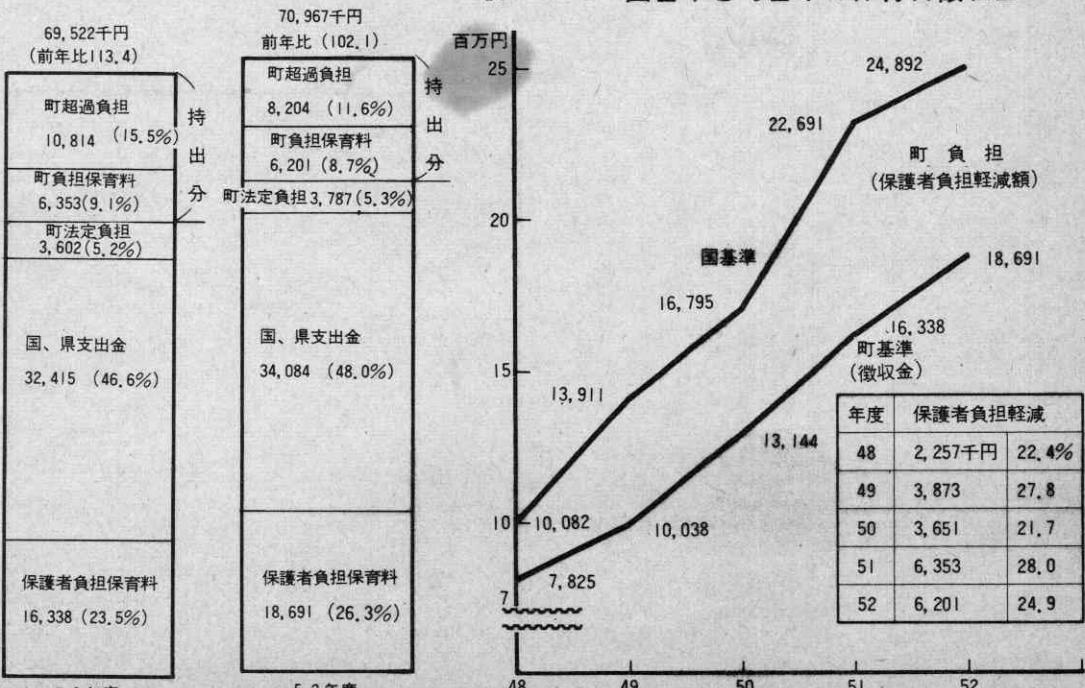
〔表1〕保育料年度別比較表

階層	定義	51年年度				52年年度				51, 52町保育料の比較	
		基準	町	割合	差額	基準	町	割合	差額	アップ率	増加額
A	生活保護法による被保護世帯										
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯										
C ¹	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割、非課税世帯)	2,30	2,200	95.7	100	2,600	2,600	—	18.1	400	
C ²	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	3,350	3,300	98.5	50	3,700	3,700	—	12.1	400	
C ³	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,950	3,900	98.7	50	4,300	4,300	—	10.3	400	
D ¹	前年度分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	4,800	4,600	95.8	200	5,250	5,250	—	14.1	650	
D ²	前年度分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	7,100	5,400	76.1	1,700	7,650	6,300	82.4	1,350	16.6	900
D ³	前年度分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	7,300	6,000	82.2	1,300	7,850	6,900	87.9	950	15.0	900
D ⁴	前年度分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	9,300	7,000	75.3	2,300	10,100	8,100	80.2	2,000	15.7	1,100
D ⁵	前年度分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	12,040 13,000	7,500	62.3 57.7	4,540 5,500	12,660 14,150	8,700	68.7 61.5	3,960 5,450	16.0	1,200
D ⁶	前年度分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	12,040 18,600	8,500	70.6 45.7	3,540 10,100	12,660 20,250	9,800	77.4 48.4	2,860 10,450	15.3	1,300
D ⁷	前年度分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	12,040 19,310	8,500	70.6 44.0	3,540 10,810	12,660 20,620	9,800	77.4 47.5	2,860 10,820	15.3	1,300
D ⁸	前年度分の所得税課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	12,040 19,310	8,500	70.6 44.0	3,540 10,810	12,660 20,620	9,800	77.4 47.5	2,860 10,820	15.3	1,300
D ⁹	前年度分の所得税課税額が180,000円以上である世帯	(52年度から新しくできた階層)				12,660 20,620	9,800				

〔表2〕



〔表3〕国基準と町基準の保育料徴収金



国民年金保険料が52年

4月分から月2,200円に

国民年金の
保険料がこの
四月分から一
カ月二二〇〇
円になります。

今まで、國
民年金の保険
料は、制度の
普及を図るた
め、低い額に
おさえ、徐々
に引き上げて
長期間でバラ
ンスをとること
にしていま
した。

しかし、老
齢年金をはじ
め、各種年金
額の大福引き
上げや、物価スライド制の
導入、また受給者の急増な
どで、今までの保険料では
賄いきれなくなつてしま
た。これを賄うためには、か
なりの保険料の引き上げが
必要となります。
しかし、みなさんの負担
が急に増えるのを避けるた
め、徐々に段階的に引き上
げることにしています。
参考までに申しますと、

年金増額



保険料引上げ

も会に仲間入りしました。
三木田の場合は昭和三十六年に結成され、会員は五十六人で、部落内の「火の舟心」などの奉仕活動や、小阿仁地区に古くから伝わる「まとび」の伝承保存につとめたり、またお年寄りの慰問をしている活動が認

められたものです。
三木田子ども会では、今
回の受賞を機会に、さらに
みんなで仲よく手をとり合
って、郷土のために、社会
のために役立つように、頑
張りたい、と張り切つてい
ます。

◆反射テープもつけましょう。
○酒のみ運転の追放
○車を運転する前には酒を
飲まない飲ませない。

◆自転車の無灯火は命とり、
反対テープもつけましょう。

○酒のみ運転の追放

◆酒のみ運転の追放

○車を運転する前には酒を
飲まない飲ませない。

◆自転車の無灯火は命とり、
反対テープもつけましょう。

○酒のみ運転の追放

◆酒のみ運転の追放

○車を運転する前には酒を
飲まない飲ませない。

◆反射テープもつけましょう。

○酒のみ運転の追放

◆酒のみ運転の追放

○車を運転する前には酒を
飲まない飲ませない。

<p

